



叙勲者・褒章受章者とご家族のための団体保険です。

年払・月払

# 叙勲記念保険

長生きバンザイ

無料

叙勲記念保険は、日本叙勲者協会を保険契約者とし、叙勲・褒章受章者を加入対象者とする「傷害総合保険」の愛称です。

介護相談や専門医紹介、メンタルヘルスのご相談などを通話料無料でご利用できます  
(詳しくはパンフレットの5P,6Pを参照ください)



事業主団体 ▶ 日本叙勲者協会

引受保険会社 ▶ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

# ご加入タイプと保険料(年払)

2050年には日本人の20人に1人が100歳に到達するとも言われています。  
(米国国際人口問題研究機関調べ)

団体割引20%適用

下記ご加入コースよりお選びください。

保険期間1年、団体割引20%、職種級別A級、入院・通院支払限度日数変更特約(30日)後遺障害等級限定補償特約(第1級~7級)天災危険補償特約(地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ)

	ご加入タイプ (S~Dコース)よりお選びください。	年額保険料	勲章と家財 (住宅内生活用動産保険金額) (自己負担額、1事故につき3,000円)	傷害補償 (死亡・後遺障害保険金額)
※1 家族型	Sコース	148,000円	300万円	1469.8万円
	Fコース	98,000円	200万円	323.7万円

※1 家族型の場合、本人、本人の配偶者やその他親族(本人または配偶者と生計をともにする①同居の親族②別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。))の子についても保険の対象になります。

個人型	Aコース	68,000円	1,500万円	1,285万円
	Bコース	58,000円	1,000万円	1,141万円
	Cコース	48,000円	300万円	1,088万円
	Dコース	38,000円	200万円	342万円

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## Aコース(年払)にご加入の支払例

※実際のお支払はご加入内容やおケガの状態などにより異なります。

Aコース(年払)に加入のKさん

経営店舗内で新聞を取りに行き転倒し  
頭部負傷、その後亡くなった。

入院保険金 30日	180,000円
死亡保険金	12,850,000円
合計保険金	13,030,000円

(支払例)

今回募集保険(補償)期間

お問い合わせは

日本叙勲者協会保険部

平成 2 年 月 日

午後4時から1年間(毎年更新)



ながいきバンザイむつまじく  
0120-718-366

お申込みバ切

平成 2 年 月 日 ( )

[担当

]

募集対象期間:平成26年10月1日~平成27年9月30日、保険期間1年、保険始期毎月1日(12月、3月は当月31日となる場合があります。)午後4時、加入締切日毎月末日

## SコースからDコースまで全コース共通保険金額(被保険者共通)

急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガを被られた場合等に、以下の傷害補償記載の金額を保険金としてお支払いします。

### 傷害補償

死 亡

死亡・後遺障害保険金額の全額

※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の死亡

後遺障害

(特定感染症危険補償)<sup>※1</sup>

死亡・後遺障害保険金額の100%~42%

※事故の発生の日からその日を含めて(特定感染症については発病の日からその日を含めて)180日以内の特約に定める重度の後遺障害  
※死亡保険金・後遺障害保険金は合計して各被保険者の死亡・後遺障害保険金額が限度

介 護

介護保険金額300万円(年間)×要介護期間(年) 事故の発生の日から181日目以降の所定の要介護状態である期間

入 院

(特定感染症危険補償)<sup>※1</sup>

入院日数1日につき 6,000円

(特定感染症については発病の日からその日を含めて180日目まで30日限度)

手術費用

ケガにより、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、  
外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額

(1事故につき1回の手術にかぎります。)

通 院

(特定感染症危険補償)<sup>※1</sup>

事故の発生の日からその日を含めて1日につき 3,000円(30日限度)

(特定感染症については、(発病の日からその日を含めて)180日目まで30日限度)

被害事故

損保ジャパン日本興亜算定基準により 5,000万円限度(逸失利益・精神的損害等)

※死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。  
※自賠責保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

<sup>※1</sup> 特定感染症

葬祭費用実費(300万円限度)

携 行 品

100万円(自己負担額1事故につき3,000円)

救 援 者 費 用

500万円

<sup>※2</sup> 個人賠償責任

1事故につき 1億円限度

<sup>※2</sup> 受託品賠償責任

1事故につき30万円(自己負担額1事故につき5,000円)

※1 特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金]補償特約がセットされています。「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成26年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

※2 個人賠償責任、受託品賠償責任については、個人型に加入された場合も、本人、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子、被保険者本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。)も保険の対象になります。

# ご加入タイプと保険料(月払)

2050年には日本人の20人に1人が100歳に到達するとも言われています。  
(米国国際人口問題研究機関調べ)

団体割引20%適用

下記ご加入コースよりお選びください。

保険期間1年、団体割引20%、職種級別A級、入院・通院支払限度日数変更特約(30日)後遺障害等級限定補償特約(第1級~7級)天災危険補償特約(地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ)

ご加入タイプ (S~Dコース)よりお選びください。		月額保険料	勲章と家財 (住宅内生活用動産保険金額) (自己負担額、1事故につき3,000円)	傷害補償 (死亡・後遺障害保険金額)
※1 家族型	Sコース	9,750円	300万円	658万円
	Fコース	7,010円	30万円	92万円

※1 家族型の場合、本人、本人の配偶者やその他親族(本人または配偶者と生計をともにする①同居の親族②別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子)についても保険の対象になります。

個人型	Aコース	5,020円	300万円	1,750万円
	Bコース	4,180円	200万円	1,080万円
	Cコース	3,430円	50万円	600万円
	Dコース	2,950円	30万円	270万円

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## Aコース(月払)にご加入の支払例

※実際のお支払はご加入内容やおケガの状態などにより異なります。

Aコース(月払)に加入のDさん

自宅で新聞を取りに行き転倒し頭部負傷、その後亡くなった。

入院保険金 30日	150,000円
死亡保険金	17,500,000円
合計保険金	17,650,000円

(支払例)

今回募集保険(補償)期間

お問い合わせは

日本叙勲者協会保険部

平成2年 月 日

午後4時から1年間(毎年更新)

ながいきバンザイむつまじく  
0120-718-366

お申込み〆切

平成2年 月 日( )

[担当 ]

募集対象期間:平成26年10月1日~平成27年9月30日、保険期間1年、保険始期毎月1日(12月、3月は当月31日となる場合があります。)午後4時、加入締切日毎月末日

## SコースからDコースまで全コース共通保険金額(被保険者共通)

急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガを被られた場合等に、以下の傷害補償記載の金額を保険金としてお支払いします。

### 傷害補償

死亡

死亡・後遺障害保険金額の全額

※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の死亡

後遺障害

(特定感染症危険補償)<sup>※1</sup>

死亡・後遺障害保険金額の100%~42%

※事故の発生の日からその日を含めて(特定感染症については発病の日からその日を含めて)180日以内の特約に定める重度の後遺障害  
※死亡保険金・後遺障害保険金は合計して各被保険者の死亡・後遺障害保険金額が限度

介護

介護保険金額300万円(年間)×要介護期間(年) 事故の発生の日から181日目以降の所定の要介護状態である期間

入院

(特定感染症危険補償)<sup>※1</sup>

入院日数1日につき 5,000円

(特定感染症については発病の日からその日を含めて180日目まで30日限度)

手術費用

ケガにより、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、  
外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額  
(1事故につき1回の手術にかぎります。)

通院

(特定感染症危険補償)<sup>※1</sup>

事故の発生の日からその日を含めて1000日目まで1日につき 3,000円(30日限度)  
(特定感染症については、(発病の日からその日を含めて)180日目まで30日限度)

被害事故

損保ジャパン日本興亜算定基準により 5,000万円限度(逸失利益・精神的損害等)  
※死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。  
※自賠責保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

<sup>※1</sup> 特定感染症

葬祭費用実費(300万円限度)

携行品

100万円(自己負担額1事故につき3,000円)  
SコースとFコースのみ50万円(自己負担額1事故につき3,000円)

救援者費用

500万円

<sup>※2</sup> 個人賠償責任

1事故につき 1億円限度

<sup>※2</sup> 受託品賠償責任

1事故につき30万円(自己負担額1事故につき5,000円)

※1 特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金]補償特約がセットされています。「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成26年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

※2 個人賠償責任、受託品賠償責任については、個人型に加入された場合も、本人、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子、被保険者本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。)も保険の対象になります。

## 特長

### 1

さまざまな傷害による**死亡**の場合、**1,469.8万円(年払)**をお支払い(Sコースの場合)。  
**後遺障害**の場合も程度に応じて最大**同額**までを補償。  
 ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

## 特長

### 2

さまざまな傷害により事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に所定の重度後遺障害が生じ所定の**要介護状態**となった場合所定の要介護状態が継続する限り**181日目以降**の重度後遺障害による要介護状態である期間に対して、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。

## 特長

### 3

さまざまな傷害による**入院を30日間補償**します。  
**たった1日の通院だけでもOK。手術費用も補償。**

## 特長

### 4

安心の**天災危険補償特約セット!**  
 地震、噴火またはこれらによる津波の**傷害事故**によるケガも補償されます。  
 ※被害事故補償を除きます。

## 特長

### 5

アシスタントダイヤルで**健康・医療**や**介護**、予約をすれば**公的給付**や**法律・税務相談**も**無料**でご利用いただけます。(6ページに詳細をご案内しています。)

## 身体に関する補償

### 介護費用 年間300万円ずつ



### 死亡・後遺障害・入院・手術・通院



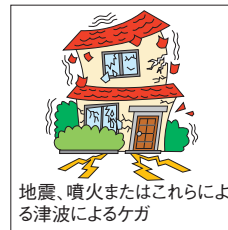
### 被害事故補償 5,000万円



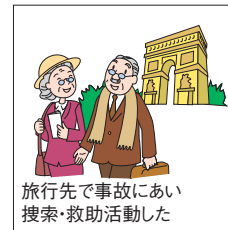
### 特定感染症



### 天災危険補償



### 救援者



## 物損害

### 家財(住宅内生活用動産)



### 携行品損害 100万円



\*機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等はお支払いの対象となりません。

### 個人賠償責任 1億円



## 賠償責任

# 転倒 → 骨折 → 要介護

- 傷害による寝たきり最大の原因は骨折です。10人に1人が転倒・骨折により介護状態になっています。(平成22年厚生労働省 国民生活基礎調査より)
- 要介護になった時自己出費は最低月27万円必要。(社会保障審議会資料により損保ジャパン日本興亜にて試算)
- 介護保険の食費・居住費サービスが自己負担になります。自助準備がますます必要となります。

## 骨折予防

### 家の外での注意

動きやすい服装を

荷物を両手に持つのはやめましょう



靴は滑りにくいものを。サンダルは危険

足元がふらつくときは、ステッキを使いましょう

階段では手すりにつかまって

## 損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内

損保ジャパン日本興亜の「叙勲記念保険」にご加入の皆様**無料電話相談**サービスです

### サービス内容

#### 1 メディカルサポートサービス(24時間・365日)

##### ●健康・医療相談

看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

##### ●介護相談

看護師が介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。

##### ●育児相談

看護師が育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。

##### ●健康管理相談

###### 栄養・食事相談

看護師が栄養や食事に関わる健康管理相談にお答えします。

###### 薬に関する相談

看護師が薬に関わる悩みや相談にお答えします。

##### ●健康チェックサポートサービス

###### 人間ドック紹介

看護師が人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

###### 郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、看護師が自宅で可能な「郵便検診」をご紹介しますサービスです。

###### 検診結果相談

看護師が検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

##### ●予約制専門医相談

看護師がお客様の症状をお伺いしたうえで、お客様の症状にあった専門医を選定します。医師と電話で相談(予約制)が可能です。

##### ●医療機関情報提供サービス

###### 緊急時の医療機関情報の提供

看護師が夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報をご提供します。

###### 専門医療機関情報の提供

看護師が地域の専門医療機関情報を提供します。

###### 女性医師情報の提供

看護師が女性医師情報をご提供します。

###### 高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供

看護師が高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関に関する情報をご提供します。

###### 転院・患者移送手配サービス

看護師が転院・患者移送業者の活用の相談ならびに手配に関わる情報をご提供します。

##### ●公的給付相談

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えいたします。(予約制)

##### ●法律・税金相談

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えいたします。(予約制)

#### 2 メンタルヘルスサービス

##### ●メンタルヘルス相談

(平日 9:30~19:00  
土曜 11:00~18:00)

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

##### ●メンタルITサポート

(24時間・365日)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

# 年 払

## 叙勲記念保険のお支払い例（職種級別A級の場合） < 傷害総合保険 >

**Dコース(年払)加入の A さん 84 歳**  
自宅の階段を上っている時、踏み外して転倒し、大腿骨骨折で入院、手術をした。

入院保険金	30日	180,000円
手術保険金	10倍	60,000円
合計保険金額		240,000円

**Fコース(年払)加入の S さん一家**  
ゲリラ豪雨の被害で、自宅1階の家財が水浸しになり、使用できなくなった。

損害保険金	234,800円
臨時費用保険金	70,440円
合計保険金額	305,240円

**Cコース(年払)加入の A さん 77 歳**  
階段で滑って転落し、頭部打撲、肋骨胸椎を骨折し、入院と通院をした。

入院保険金	30日	180,000円
通院保険金	1日	3,000円
合計保険金額		183,000円

**Dコース(年払)加入の D さん 72 歳**  
外出中に泥棒に入られ、貴金属や骨董も含め家財の盗難被害に遭った。

損害保険金	647,000円
臨時費用保険金	194,100円
合計保険金額	841,100円

**Aコース(年払)加入の K さん 80 歳**  
自宅作業場でペンキ塗作業中梯子が倒れ全身打撲で神経損傷、入院、手術、重度後遺障害が残り、要介護状態（歩行、食事、排泄、入浴、衣類の着脱が自分でできない。）となった。

入院保険金	30日	180,000円
通院保険金	13日	39,000円
後遺障害保険金	89%	11,436,500円
合計保険金額		11,655,500円
プラス		
介護費用保険金	1年毎	3,000,000円

**Sコース(年払)加入の M さん一家**  
自宅からの失火で家財の一部焼失と隣家に一部類焼の損害を与えた。

損害保険金	2,200,000円
臨時費用保険金	660,000円
残存物取片付費用保険金	115,000円
失火見舞費用保険金	183,000円
合計保険金額	3,158,000円

**Dコース(年払)加入の Y さん 68 歳**  
魚釣りをしていて、足元が滑り釣竿が破損した。（携行品損害）

釣竿損害額	47,039円
自己負担額（免責）	-3,000円
合計保険金額	44,039円

**Cコース(年払)加入の Y さん 74 歳**  
山林へ出掛け、大木が落ちてきて頭部を陥没骨折し、脳挫傷で即死。

死亡保険金	10,880,000円
-------	-------------

\* 実際のお支払いは、ご加入の内容やケガ・損害の状態により異なります。

\* 概要のご案内です。お支払いできる主な場合やお支払いできない主な場合など詳細はパンフレット 9P以降をご確認ください。



# ケガはもう大丈夫

いくつになっても平気

最近、転んだことありませんか？  
手を切ったり やけどやケガをしたこと  
ありませんか？  
つまづいて転びそうになった事ありませ  
んか？

お風呂場で足を滑らせての  
ケガも数多くあります。

ご家族が多い方は、ご家族の人数によっ  
ては家族型がお得です。コースの変更をご検  
討してみたいかがでしょうか？



家財の補償や、携行品損害、個人賠償責任  
(他人にケガを負わせたり、他人の財物を  
壊したりしたこと等によって、法律上の損  
害賠償責任を負った場合) 補償もこの保険  
にはセットされています。

「そう言えば、最近、転んで何日か通院した。」思い当たる方  
は継続のお電話の際にお申し出ください。  
通院とは、治療が必要な場合において、病院もしくは診療所  
に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

事故の発生は、交通事故よ  
りも屋内でのケガが多いの  
で気をつけましょう。



お知り合いに叙勲者の方がいらっしゃいましたら、  
ご紹介ください。

入院先の病院でのケガもあります。

ご家族の保険についてもお気軽にご相談ください。

奥様のご加入が増えています。

ふとんにつまずいての転倒  
や、自転車との衝突事故。  
夜中にトイレに起きた時の  
事故もよくあります。



## 【保険料年払いの場合】

通院保険金日額 3,000 円 (事故の発生の日からその日を含めて 1000 日以内で 30 日限度)

入院保険金日額 6,000 円 (入院日数 30 日限度)

## 【保険料月払いの場合】

通院保険金日額 3,000 円 (事故の発生の日からその日を含めて 1000 日以内で 30 日限度)

入院保険金日額 5,000 円 (入院日数 30 日限度)

病院に行かれましたら事故受付 **0120-718-366** 事務局までお電話を！

ケガをしないのが一番いいです。でも備えあれば安心です。  
お元気で継続いただくのが何よりです。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：日本叙勲者協会
- 保険期間：毎月1日（12、3月は当月31日となる場合があります。）午後4時から1年間
- 募集対象期間：平成26年10月1日から1年間
- 加入締切日：毎月末日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：日本叙勲者協会事業に賛同する叙勲・褒章受章者
- 被保険者：日本叙勲者協会事業に賛同する叙勲・褒章受章者またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。  
 【家族型】本人（加入者）が加入すれば、本人の配偶者やその他親族（本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
- ※被保険者の続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。【個人型】加入した方がのみが保険の対象となります。
- お支払方法：郵便振替もしくは口座引落としとなります。（1回または12回払）
- お支払方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご送付ください。ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の「叙勲記念保険制度事務局」までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a> )
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
 （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。  
 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。  
 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。（後遺障害等級1級～7級）ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (42\% \sim 100\%)$	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (30日限度)$	⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） $\text{〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍})$ $\text{〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍})$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の30日限度)}</math> </div> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>(前ページより続く)</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
介護(国内外補償)	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{介護保険金の額} = \text{介護保険金年額} \times \text{要介護期間(年)}</math> <p style="text-align: center; font-size: small;">(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間)</p> </div> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式サイト掲載の約款集をご覧ください。</p> <p>(注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	
傷害(国内外補償)	<p><b>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】</b></p> <p>特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日以内の30日限度)、通院保険金(180日以内の30日限度)をお支払いします。</p> <p>また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。</p> <p>ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成26年8月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p>	
被害事故(国内外補償)	<p>被害事故補償(注)</p> <p>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①自賠責保険等からの給付</li> <li>②対人賠償保険等からの給付</li> <li>③加害者等からの賠償金</li> <li>④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付など</li> </ol> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式サイト掲載の約款集をご覧ください。</p> <p>(注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>④地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</li> <li>⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の3親等内の親族、被保険者の同居の親族</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任	<p>個人賠償責任(国内外補償)(注)</p> <p>住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①本人</li> <li>②本人の配偶者</li> <li>③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族</li> <li>④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</li> <li>⑤本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。</li> </ol> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①故意</li> <li>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</li> <li>③地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</li> <li>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任</li> <li>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①主たる原動力が人力であるもの</li> <li>②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)</li> <li>③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</li> </ol>

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注)	<p>被保険者<sup>(※1)</sup>が日本国内において受託した財物<sup>(※2)</sup>について、住宅内で保管中または一時的に住宅外で管理中に損壊・紛失・盗難が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、損害賠償金については、受託品の時価<sup>(※3)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額とし、お支払いする損害賠償金の額は、保険期間を通じて受託品賠償責任の保険金額を限度とします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、受託品賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人</li> <li>②本人の配偶者</li> <li>③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族</li> <li>④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</li> <li>⑤本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。</li> </ul> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿</li> <li>■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品</li> <li>■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、航空機</li> <li>■銃砲、刀剣</li> <li>■山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。等)等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具</li> <li>■動物、植物</li> <li>■建物(付属設備を含みます。)</li> <li>■公序良俗に反する物</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※3)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意</li> <li>②被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥</li> <li>③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</li> <li>④地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑤自然発火または自然爆発</li> <li>⑥偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故</li> <li>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</li> <li>⑧屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹(ひょう)による受託品の損壊</li> <li>⑨被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>⑩被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>⑪受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>⑫受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(直接、間接を問いません。)</li> <li>⑬受託品について通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことにより起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
費用の補償 (注)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用<sup>(※1)</sup>に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</li> <li>②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合</li> <li>③住宅<sup>(※2)</sup>外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</li> </ul> <p>(※1)次のア.からオ.までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア.捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ.交通費 救護者<sup>(※3)</sup>の現地<sup>(※4)</sup>までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ.宿泊料 現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ.移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ.諸雑費 救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遗体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3)「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。を)をいいます。</p> <p>(※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>④脳疾患、疾病または心神喪失</li> <li>⑤妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑥外科的手術その他の医療処置</li> <li>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故</li> <li>⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>携帯品損害 (国内外補償) (注)</p>	<p>偶然な事故により携行品<sup>(※1)</sup>に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額<sup>(※2)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <p>■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>■コンタクトレンズ、眼鏡</p> <p>■義歯、義肢その他これらに準ずる物</p> <p>■動物、植物</p> <p>■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</p> <p>■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</p> <p>■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)</p> <p>■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥欠陥</p> <p>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</p> <p>⑩置き忘れまたは紛失</p> <p>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>住宅内生活用動産 (国内のみ補償) (注)</p>	<p>【①損害保険金】</p> <p>住宅<sup>(※1)</sup>内に所在する生活用動産<sup>(※2)</sup>で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額<sup>(※3)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、加入依頼書等記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。</p> <p>(※2)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。</p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。(注) 保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>【②臨時費用保険金】</p> <p>①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>【③残存物取片つけ費用保険金】</p> <p>①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取片つけ費用に対し、残存物取片つけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片つけ費用の額をお支払いします。</p> <p>【④失火見舞費用保険金】</p> <p>保険の対象または保険の対象を収容する建物<sup>(※1)</sup>から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯<sup>(※2)</sup>の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額<sup>(※3)</sup>のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※1)日本国内にかぎります。</p> <p>(※2)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払い対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注)次のものは保険の対象となりません。</p> <p>■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>■コンタクトレンズ、眼鏡</p> <p>■義歯、義肢その他これらに準ずる物</p> <p>■動物、植物</p> <p>■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</p> <p>■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</p> <p>■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)</p> <p>■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥欠陥</p> <p>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</p> <p>⑩置き忘れまたは紛失</p> <p>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(注) 複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において、他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1.クーリングオフ

この保険は日本叙勲者協会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
  - ★被保険者ご本人の職業または職務
  - ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。  
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。  
あらかじめご了承ください。  
<重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

\*中途加入の場合は、毎月1日(12月、3月は当月31日となる場合があります。)午後4時に保険責任が始まります。

### 5.事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
  - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。  
なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。  
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など

※受託品賠償責任補償特約対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、月払の場合は既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。年払の場合は、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。いずれも中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金がお支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金がお支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

#### ●お問い合わせ窓口

#### 日本叙勲者協会保険部

〒107-0052 東京都港区赤坂6-6-4  
TEL 0120-718-366 FAX 03-3577-8748

#### ●取扱代理店

#### 株式会社ディーアンドエム企画

〒107-0052 東京都港区赤坂6-6-4  
TEL 03-3577-8720 FAX 03-3577-8748  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)  
E-mail: dandm@ag.sjnk.co.jp

#### ●引受保険会社

#### 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京中央支店法人第二支社  
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2-3  
損害保険ジャパン日本興亜神田淡路町ビル6F  
TEL 03-3254-3138 FAX 03-3254-3152  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損害保険と日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

#### ●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会そばADRセンター

【ナビダイヤル】 **0570-022808** (通話料有料)

PHS・IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

#### ●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

【フリーダイヤル】 **0120-727-110**

受付時間 (受付時間: 24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。